

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日 (火) 第3199号の18



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日 (毎週火, 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓

令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※)

(人事課取扱い) 1

訓

令

鹿 児 島 県 訓 令 第 6 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿児島県訓令第18号) の一部を次のように改正する。

別表第1の6の項事務の種類のカラム中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同項第7号中「営利企業等への従事の許可申請」を「営利企業従事等許可申請」に改める。

別表第4総務企画部の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から7の項までを1項ずつ繰り上げ、同表8の項事務の種類のカラム及び事項のカラムを次のように改め、同項を同表7の項とする。

8 不当景 品類及び 不当表示 防 止 法 (昭和37 年法律第 134号) の施行に 関する事 務 この項 中不当景 品類及び 不当表示 防止法を 「法」、 不当景品 類及び不 当表示防 止法施行 令 (平成	事業者からの報告 の徴収及び立入検査 等の実施 (法29①, 政令23①)
---	--

21年政令 第218号) を「政令」 という。	
----------------------------------	--

別表第 4 総務企画部の表中 9 の項を 8 の項とし、10 の項から 32 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

別表第 4 保健福祉環境部の表 8 の項に次の 1 号を加える。

(3) 協議の場の設置 等 (法30の14)	振興局			○				
---------------------------	-----	--	--	---	--	--	--	--

別表第 4 保健福祉環境部の表20の項に次の 1 号を加える。

(8) 市町村に対する 老人クラブ育成事 業に関する技術的 助言等の実施 (地 方自治法245の 4 ①)	振興局			○				
--	-----	--	--	---	--	--	--	--

別表第 4 保健福祉環境部の表28の項に次の 1 号を加える。

(22) 指導監査の実施 (児童扶養手当等 支給事務指導監査 要綱 (平成24年 3 月 28 日 制定))	振興局			○		○	事務所 長	
---	-----	--	--	---	--	---	----------	--

別表第 4 保健福祉環境部の表30の項に次の 1 号を加える。

(15) 指導監査の実施 (児童扶養手当等 支給事務指導監査 要綱 (平成24年 3 月 28 日 制定))	振興局			○		○	事務所 長	
---	-----	--	--	---	--	---	----------	--

別表第 4 農林水産部の表10の項第 1 号中「変更承認」を「変更又は廃止の承認」に、「変更等」を「変更」に、「11の 7 ③④」を「11の17③④」に改め、同項中第 9 号を第10号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号を削り、同項第 3 号中「72の12の 6」を「72の22」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 2 号中「72の13②, 72の16④, 72の17②, 72の18③, 72の18の10, 73の12」を「72の29②, 72の32④, 72の34②, 72の35③, 72の44, 73④, 73の10」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 休眠組合に対す る官報公告並びに それに係る通知及 び届出の処理 (法 64の 2, 73④)	振興局			○				
(3) 解散組合の清算 終了までの継続に 係る届出の処理 (法64の 3 ③, 73 ④)	振興局				○			

別表第 4 農林水産部の表10の項に次の 1 号を加える。

(11) 農事組合法人を 解散させた場合の 登記の嘱託 (組合 等登記令 (昭和39 年政令第29号) 14	振興局			○				
--	-----	--	--	---	--	--	--	--

④, 26②)

別表第 4 農林水産部の表11の項事務の種類を次のように改める。

11 農業倉庫業法 (大正 6 年法律第 15号) の施行に関する事務 この項中農業協同組合法等の一部を改正する等の法律 (平成 27年法律第 63号) 第 6 条の規定による廃止前の農業倉庫業法を「旧法」という。

別表第 4 農林水産部の表11の項第 1 号から第 5 号までの規定中「法」を「旧法」に改め、同表29の項第 1 号ウを削り、同号エを同号ウとし、同項第 2 号ア(㊦)を削り、同号ア(㊧)を同号ア(㊨)とし、同号ア(㊩)を同号ア(㊪)とし、同号ア(㊫)を同号ア(㊬)とし、同項第 3 号ア(㊭)を削り、同号ア(㊮)を同号ア(㊯)とし、同号ア(㊰)を同号ア(㊱)とし、同号ア(㊲)を同号ア(㊳)とし、同号ア(㊴)を同号ア(㊵)とし、同号イ(㊶)を削り、同号イ(㊷)を同号イ(㊸)とし、同号イ(㊹)を同号イ(㊺)とし、同項第 4 号ア(㊻)を削り、同号ア(㊼)を同号ア(㊽)とし、同号ア(㊾)を同号ア(㊿)とし、同号ア(㊽)を同号ア(㊾)とし、同号ア(㊿)を同号ア(㊽)とし、同号イ(㊽)を削り、同号イ(㊾)を同号イ(㊿)とし、同号イ(㊿)を同号イ(㊽)とし、同項第 7 号ア(㊽)を削り、同号ア(㊾)を同号ア(㊿)とし、同号ア(㊿)を同号ア(㊽)とし、同号ア(㊽)を同号ア(㊿)とし、同号イ(㊿)を削り、同号イ(㊽)を同号イ(㊿)とし、同項第 8 号ア(㊽)を削り、同号ア(㊾)を同号ア(㊿)とし、同号ア(㊿)を同号ア(㊽)とし、同号イ(㊿)を削り、同号イ(㊽)を同号イ(㊿)とし、同表30の項第 9 号中「23①②」の次に「, 37の 8」を加え、同表中39の項を削り、40の項を39の項とし、同表41の項事務の種類を欄中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律を」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同項を同表40の項とし、同表中42の項を41の項とし、43の項から51の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表52の項中第17号を第19号とし、第 1 号から第16号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加え、同項を同表51の項とする。

(1) 漁港の維持管理のための他人の土地等への立入り又は使用及びそれらに係る許可 (法36	振興局 (始良・伊佐地域振興局を			○		○	事務所長 (瀬戸内事務所長及び徳
---	------------------	--	--	---	--	---	------------------

① [24①])	除く。)						之島事務所長を 除く。)
(2) 非常災害時における危害防止等の業務への協力命令及び土地の使用等の処分 (法36②)	振興局 (始良・伊佐地域振興局を除く。)		○			○	事務所長 (瀬戸内事務所長及び徳之島事務所長を 除く。)

別表第4 農林水産部の表中53の項を52の項とし、54の項を53の項とする。

別表第4 建設部の表25の項第1号中「6の2⑩」を「6の2⑥」に改め、同項第2号中「承認」を「認定」に、「18②I」を「18④I」に改め、同項中第28号を第31号とし、第18号から第27号までを3号ずつ繰り下げ、第17号を第19号とし、同号の次に次の1号を加える。

(20) 建築基準法令の規定の適用を受けない建築物の移転の認定 (政令137の16Ⅱ)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
---	-----	--	--	---	--	---	--------------------

別表第4 建設部の表25の項中第16号を第18号とし、第7号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 建築物の所有者等に対する帳簿等の提出の要求 (法12⑥)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
----------------------------------	-----	--	--	---	--	---	--------------------

別表第4 建設部の表25の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 仮使用の認定を受けた建築物が基準に適合しない旨の通知 (法7の6④)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
--	-----	--	--	---	--	---	--------------------

別表第4 建設部の表中37の項を38の項とし、33の項から36の項までを1項ずつ繰り下げ、32の項の次に次の1項を加える。

33 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成27年法律第53号。以	(1) 建築物エネルギー消費性能向上計画 (変更を含む。) の認定 (法30①, 31①)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
	(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画 (変更を含む。)	振興局			○	○	屋久島事務所長

下この項中「法」という。)の施行に関する事務	の建築主事への通知 (法30③, 31②)						徳之島事務所長
	(3) 認定建築主に対する建築物の新築等の状況に関する報告の徴収 (法32)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
	(4) 認定建築主に対する改善命令 (法33)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
	(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し (法34)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
	(6) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定 (法36②)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
	(7) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し (法37)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長
	(8) 基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告の徴収及び立入検査 (法38①)	振興局			○	○	屋久島事務所長 徳之島事務所長

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。